

# 史跡伊賀国庁跡保存整備事業検討委員会

## 平成30年度第1回会議資料

日 時 平成30年10月12日(金)  
14時00分から  
場 所 府中地区市民センター会議室

伊賀市教育委員会事務局文化財課

## 史跡伊賀国庁跡保存整備計画検討委員会 名簿

氏名	所属等	備考
上出通雄	府中地区住民自治協議会学習文化部 部会長	
坂井秀弥	奈良大学文学部文化財学科 教授	
高瀬要一	元奈良文化財研究所文化遺産部 部長	
田中栄一	坂之下区 区長	
寺崎保広	奈良大学文学部史学科 教授	
穂積裕昌	伊賀市文化財保護審議会 委員	

### (オブザーバー)

五島昌也	文化庁文化財部記念物課整備部門 調査官	
新名強	三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課 記念物・民俗文化財班 主幹	
高松雅文	三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課 記念物・民俗文化財班 主査	

## 事務局 名簿

氏名	役職等
笠井賢治	伊賀市教育委員会事務局文化財課 課長
福島伸孝	伊賀市教育委員会事務局文化財課 主査
眞名井孝政	伊賀市教育委員会事務局文化財課 主任

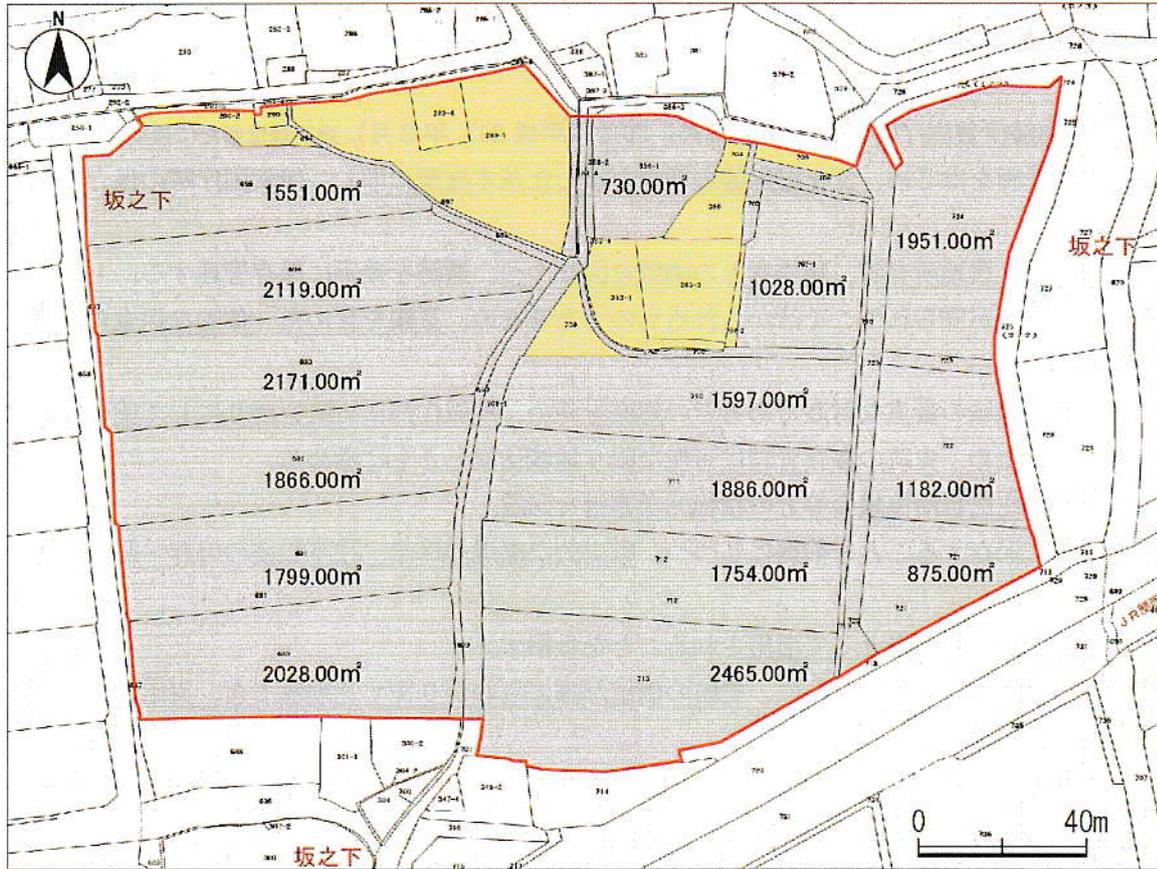
### (コンサルタント)

渥美賢吾	株式会社フジヤマ 環境文化部文化財研究室 課長
中村祐樹	株式会社フジヤマ 都市・地域創造部 係長

## 報告事項

### 1. これまでの経緯について

年 度	内 容
昭和62(1987)	地元有志と県教委が、上野北部地区の県営圃場整備事業に際して、事前に発掘調査を実施し、圃場整備事業と文化財の保存と調和を図ることを確認。
昭和63(1988)	県教委が柘植川南岸の印代・西条地区を中心に範囲確認調査を実施したが、顕著な遺構は検出されず。
平成元(1989)	県埋文センターが柘植川南岸の一之宮・千歳地区及び柘植川北岸の国町地区を中心に範囲確認調査を実施し、国町地区で大型の柱穴を検出。
平成2(1990)	県埋文センターが柘植川北岸の国町地区等の範囲確認調査を実施し、国町地区で大型掘立柱建物等を検出。
平成3(1991)	県埋文センターが柘植川北岸の国町地区等の範囲確認調査を実施。確認調査指導員会議において坂之下・国町地区に国庁跡が存在したことが正式に確認される。
平成4(1992)	県埋文センターが柘植川北岸の外山地区を調査。
平成5(1993)	県埋文センターが柘植川北岸の国町地区を調査し、政庁の範囲等を確認。県埋文センター所長から、今後の保護・取扱いに関する確認文書が出される。
平成6(1994)	文化庁から県に、伊賀国庁跡を国史跡に指定する意向が伝えられる。 上野市教育委員会が史跡指定に向けて、関係機関や地元との協議を実施。
(協議、一時中断)	
平成15(2003)	土地改良区と協議再開。
平成19(2007)	指定に向けての地元協議再開。
平成20(2008)	指定に向けての地権者の同意を得る。史跡指定の意見具申書の提出。
平成21(2009)	国史跡とするよう国文化審議会が答申。史跡指定(官報告示)。
平成22(2010)	指定地の公有化開始。指定地の現状把握のための地形測量実施。 伊賀国庁跡保存管理計画策定委員会を設置。
平成23(2011)	保存管理計画書の策定。
平成27(2015)	指定地の公有化事業完了。(水田15筆、計25,002㎡)
平成28(2016)	保存整備活用基本計画の策定。



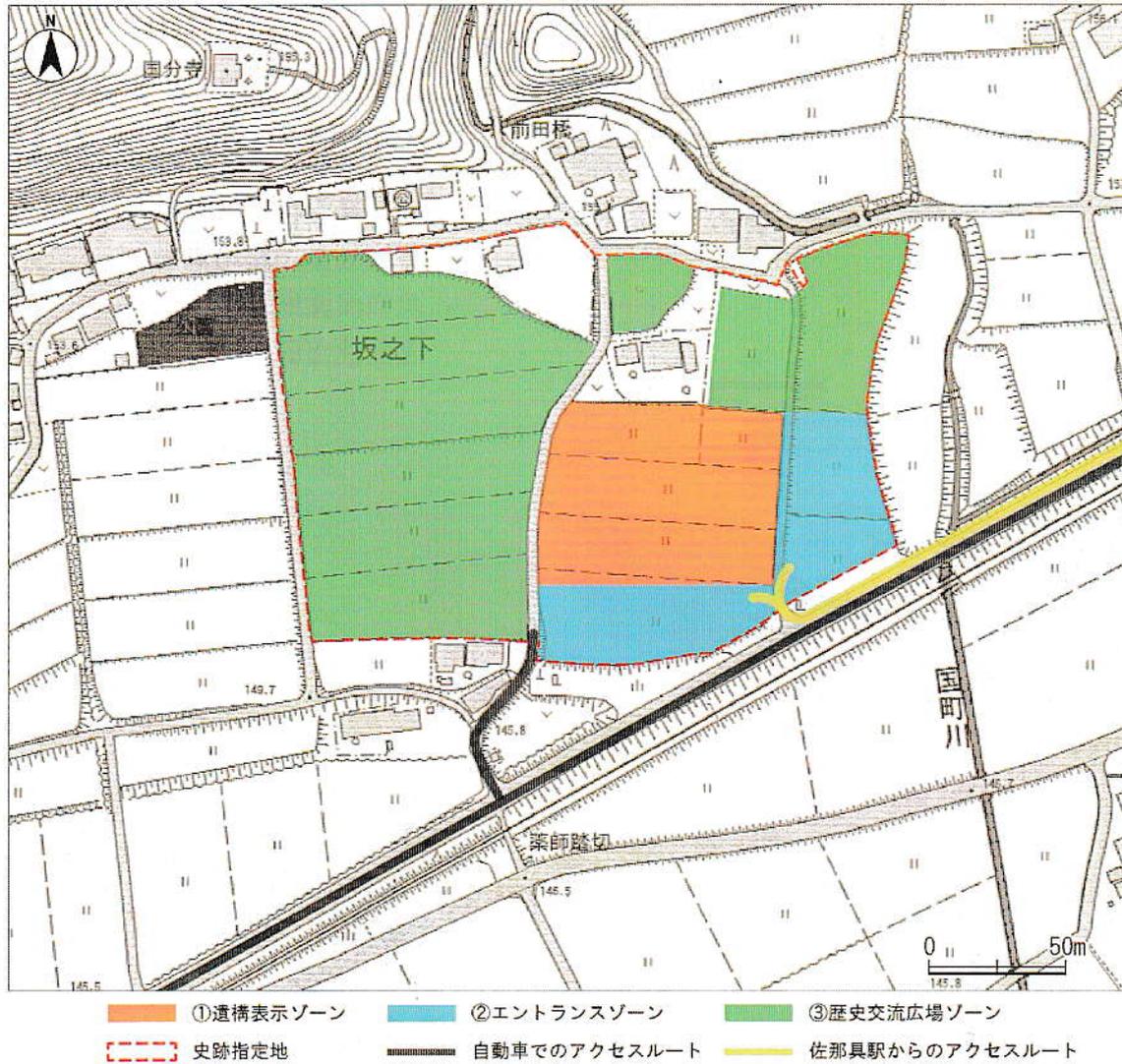
史跡指定地   
  伊賀市所有地   
  民有地

注) 面積を表記した地番の土地について、平成22~27年度に公有化を実施した

●公有地状況図 (2016 (平成 28) 年 3月現在)

## 2 整備基本計画

### ゾーニング・全体計画



●史跡整備ゾーン区分図 (三重県自治会館組合作成図を基に作成)

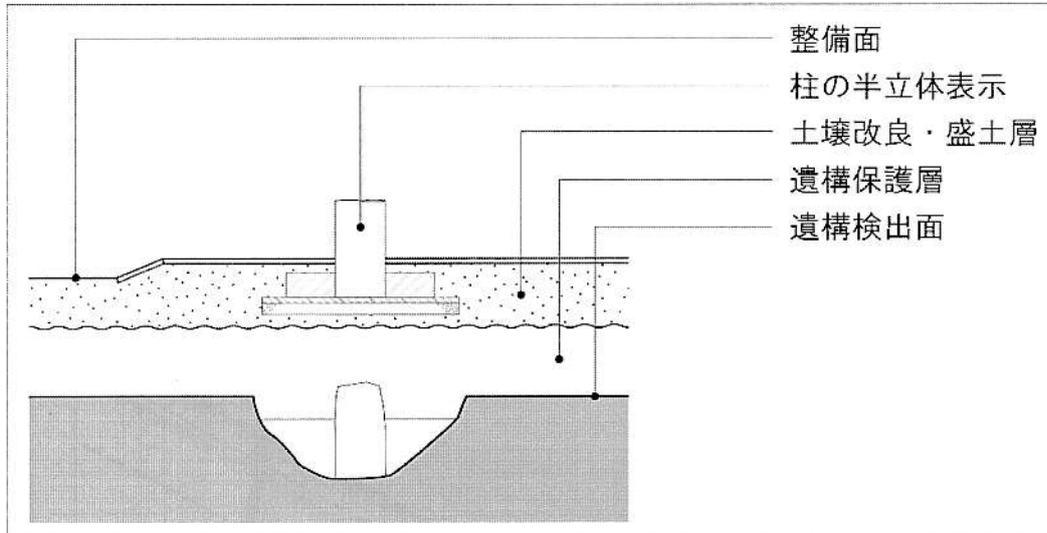
### ①遺構表示ゾーン

整備対象時期：国庁2期（9世紀前半～10世紀前半）

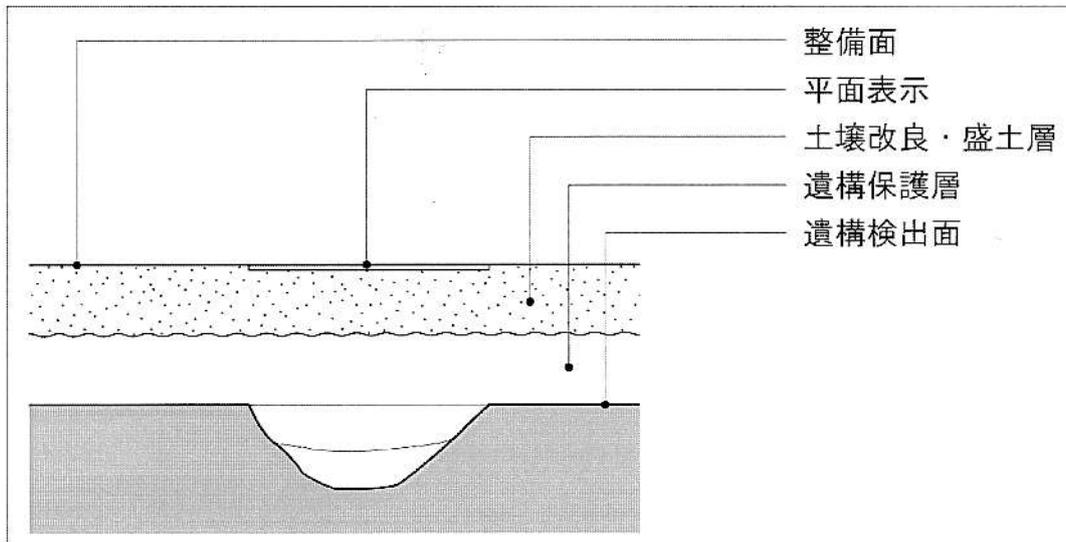
整備手法：半立体表示（掘立柱建物・掘立柱塀等の柱）

平面表示（建物の範囲、区画溝等）

名称板設置（各遺構付近）



●柱半立体表示概略図



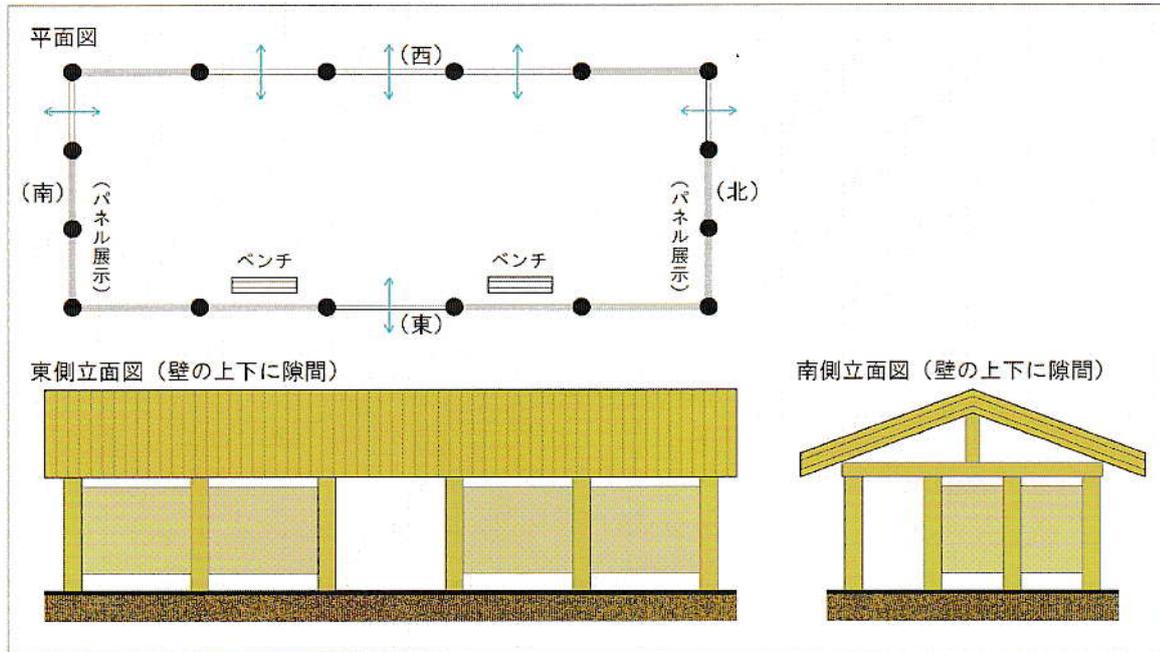
●平面表示概略図

## ② エントランスゾーン

**位置づけ**： 来訪者への総合的な情報提供を行う場

**施設整備**： 総合解説板、史跡標識、ベンチ、東屋等

**その他**： 舗装整備（緊急車両・管理車両対応）



### ● 東屋イメージ図

※ 東屋について

**内容**： 休憩施設 + パネル展示

**意匠**： 「国庁1期」の掘立柱建物 SB1020 の柱配置。律令期の建物を想起させる。

## ③ 歴史交流広場ゾーン

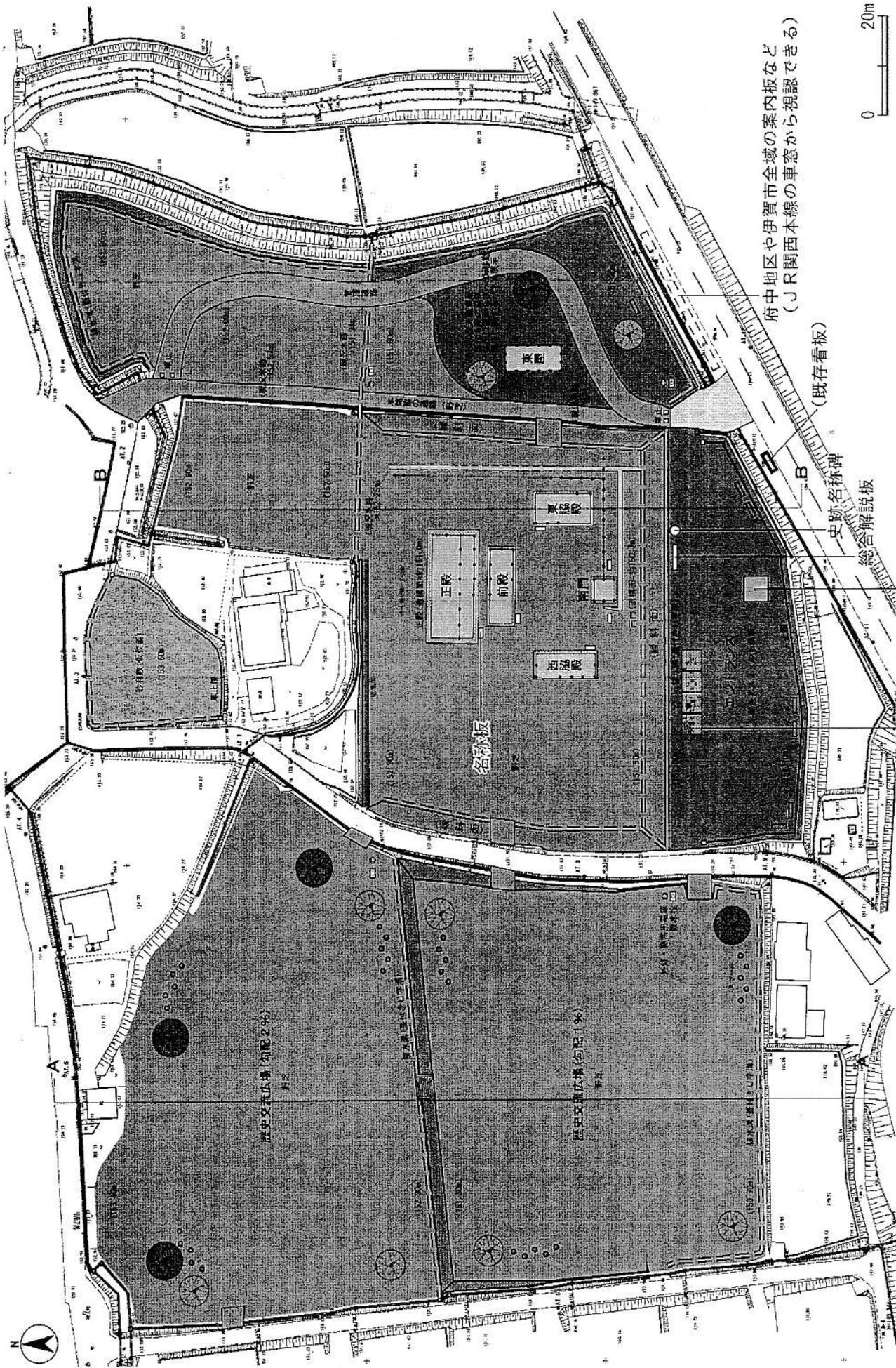
**位置づけ**： 多目的な活用に対応した空間整備

(歴史的な体験イベント等の実施、史跡見学等の団体客の受入れ)

**施設整備**： 手洗い場、散水栓、トイレ等の水廻りの施設（指定地内の北寄り）

**その他**： 地被植栽（自由な出入りを可能とする。）





府中地区や伊賀市全域の案内板など  
(JR関西本線の車窓から視認できる)

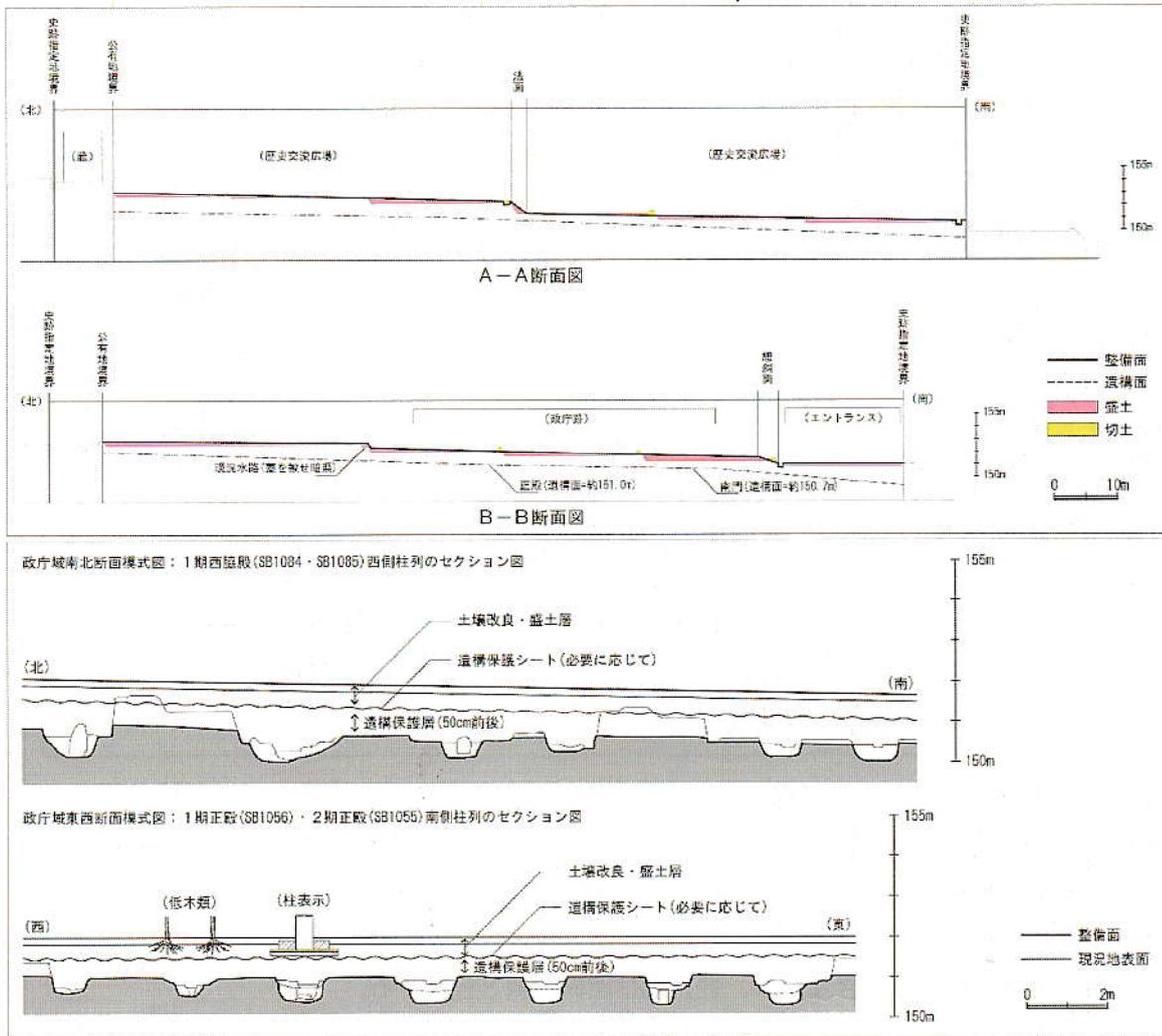
(既存看板)  
史跡名称碑  
総合解説板

国庁の変遷を平面表示  
(インターロッキングなど)  
周辺遺跡や地形を表示した地図  
(地面埋め込み、造板タイルなど)

●全体計画平面図

## 造成計画

- ・国庁が立地していた状況を推測できる盛土造成
- ・史跡公園として土地利用しやすくする
- ・適宜緩やかな斜面地とする（遺構表示面、広場を除く）※南側への擁壁設置を回避
- ・遺構保護層（50cm前後）と遺構保護シートの設置



●造成計画縦断面概略図

## 雨水排水計画

- ・雨水の表面排水は造成面の緩やかな地形に沿い、指定地の南及び東側へ排水する。
- ・造成層に適宜暗渠を設置。既存の農業用水路の活用。
- ・表層工は透水性の高い材料を採用。
- ・広場としての利用に配慮し、過湿状態にしない。

## 植栽・修景計画

- ・目的に沿った植栽の導入。←利活用計画との整合性
- ・民家との遮蔽、緑陰の確保。
- ・西辺部の植栽は低木を主体とする。←遮蔽の必要性なし
- ・高木の配置は、10～15m間隔に1本程度。←落葉等の維持管理に配慮

## 管理・便益施設整備計画

- ・ユニバーサルデザインに配慮した設計。

### ○園路（管理道路）

- ・エントランスゾーン南寄りから北に向かって、東に迂回するような形で史跡公園内の通路を整備する。

#### ※ 史跡地内を通る2本の道路等の取り扱いについて

- ・新たに公園内に設置する園路は、現在の農道の付け替え道の意味合いも有することから、通常は一般車両の通行は認めないこととするが、農繁期に限り農作業用車両の通行を認めることとする。
- ・遺構表示・エントランスゾーンと多目的広場ゾーンを画する市道は、生活道路としての利用を継続する。
- ・現在の農道に沿って敷設されている用水路は、現状のまま維持し、溝蓋を設置する等、公園内の見学者が支障とならないような手立てを取る。

### ○ガイダンス施設

- ・国庁跡周辺の公的施設等において、国庁周辺の文化財や遺跡の紹介などをも含めた情報発信拠点の整備を目指す。

### ○トイレ

- ・農村公園のものを利用できないか、地元及び関係機関と検討する。

### ○駐車場

- ・史跡整備地を除く範囲において、駐車スペースの設置を検討する。

## バッファゾーン整備計画

- ・『伊賀市景観計画』に則った、史跡と調和した景観誘導。
- ・地域住民等の協力を得ながら周辺環境の保全に努める。※特に史跡景観を構成する周辺の水田や背後の山林

## 協議事項

### 2. 整備基本設計に向けた考え方について

(別表参照)

区分

H28.3 基本計画

課題・検討項目

解決方策(案)

利用計画

史跡自体の利活用計画

(第7章)

- ・地域の歴史を学ぶ場：市内の小中学校や、他地域からの学校を対象とし、歴史授業、ふるさと学習や学校課外活動の一環として活用する。また、市民の生涯学習の場としての利用を促進する。実際の学習活動などにおいては、体験学習を中心とした利用を図る。
- ・拠点の場：周辺の文化財や資料館など、伊賀の歴史的资源を巡るルートの一拠点として、ウォーキングルート・サイクリングルートを設定し、スタンプラリーなどを実施する。
- ・憩いの場：市民の健康増進や多目的な野外レクリエーション利用にも対応できるような景観整備を図ることでのレポート利用を促す。
- ・交流の場：歴史講座やイベントなどを定期的に実施し、史跡公園を介した交流人口の増加を目指す。(国府サミットの誘致)

ネットワーク化による広汎な活用

- ・小中学生の学習活動に適した歴史・文化資源の見学学習コースを設定する。
- ・古代伊賀国を感じられる府中地区の遺跡や国分二寺を巡るルートを設定する。
- ・府中地区住民自治協議会で実施している文化財ウォークの情報を元に、遺跡の位置やトイレの位置、所要時間などを盛り込んだルートマップを作成する。
- ・周辺遺跡と連携した見学が出来る様な案内板等を設置するとともに、インターネットやパンフレット等の様々な手法を活用して、積極的な情報発信を図る。
- ・携帯電話やタブレット端末の利用や公園内における国跡概要パンフレットの配布により、伊賀国跡の情報発信を図る。
- ・解説ボランティア、史跡保護団体の育成を図るとともに、他地域の団体等との交流を促進する。
- ・国府の姿、国府の役割などを学ぶための、より深く、より広く学べるように歴史講座、出前授業を実施する。
- ・観光資源としての活用を図る。
- ・発掘現場を公開し、一種の遺構展示として活用する。

管理運営体制

(第8章第1節)

作業種別	内容	実施主体
史跡の保存管理	指定地の登記、現状変更の有無の確認や届出、史跡の保護、閉鎖等の措置など	行政で実施
施設・工作物の保守管理	園路、サイン、ベンチ、復元遺構等の保守点検及び維持補修	行政主体で実施(国府)な補修は(市民主体)
園地管理	歴史(花木など) 苗木等防備、草刈り、芝の手入れ、剪定、施肥など	協働で実施(花壇などの管理は市民主体)
清掃	園路、便所施設(東屋やトイレなど)の清掃	協働で実施
監視・点検	日常的な利用におけるチェックなど	協働で実施

- ・学校課外活動や体験学習、生涯学習の場、多目的な利用に対応する場  
→ユニーズに合った適切な施設計画の必要性。
- ・拠点としての整備の必要性。
- ・史跡自体をどのように学ばせるか、整備基本設計のための動線計画が必要。
- ・国府跡の全貌が未解明のため、さらなる発掘調査が必要であるとともに、活用の観点から公開性を高めることが必要。

- ・文化財や歴史文化資源を広域にネットワーク化させるための広域的なサイン計画と便所施設の配置計画が必要。
- ・ARやVRといった新技術の活用も必要だが、多世代が自由にアクセスできる情報源の存在が必要。
- ・各種イベントの実施や観光資源としての活用のために、関係機関との連携が必要。
- ・国府跡の全貌が未解明のため、さらなる発掘調査が必要であるとともに、活用の観点から公開性を高めることが必要。

- ・市民協働で維持管理や清掃、監視や点検を行えるよう、施設整備にあたっては、適切な材質を選定する必要がある。
- ・全体計画の中に花壇は必要か。

- ・史跡内の動線計画を整理する。
- ・説明板や解説板のコンセンプトや内容を深化させて検討を進める。(国府跡の説明だけにとどまらない伊賀の古代史を紐解くような内容が必要。)
- ・施設整備に合わせて景観に調和するような植栽計画の検討を進める。
- ・史跡の本質的価値を顕在化させるための、公開性の高い発掘調査等の推進。

- ・史跡指定地周辺におけるサインや便所施設の現状を正確に把握し、史跡の活用に資する適正な計画策定を順次行っていく。
- ・多世代が共有できる情報源のあり方について検討を進める。
- ・史跡の本質的価値を顕在化させるための、公開性の高い発掘調査等の推進。

- ・今回の整備対象地内における管理、便所施設の整備については、経済性とその効果を十分に勘案し、必要最低限の施設整備とするよう検討を進める。
- ・地域住民が史跡の維持管理に主体的に取り組むことのできる仕掛けとして、重要遺構の保存に影響のない範囲で花壇の設置を検討する。

区分

H28.3 基本計画

課題・検討項目

解決方策(案)

造成計画

・国庁が立地していた状況を推測できる盛土造成。  
 ・史跡公園として土地利用しやすくする。  
 ・適宜緩やかな斜面地とする(遺構表示面、広場を除く) ※南側への障壁設置を回避  
 ・遺構保護層(50cm前後)と遺構保護シートの設置

・50cm前後は、遺構保護層として適正か。  
 ・緩斜面地とする手法は、盛土造成によって南側障壁の設置を回避するための最適な手法か。  
 ・市の財政状況を勘案し、できるだけ安価な整備手法を検討する必要がある。  
 ・開発行為としての土地利用協議は必要か。

・県の埋蔵文化財取扱い基準等を踏まえて、遺構保護層の考え方を検討する。  
 ・発掘調査成果の精査を行い、国庁が存在した時代の旧地表面の復元高について検討を行う。  
 ・重要遺構の保存を担保しつつ、造成土工の数量をできるだけ少なくする案を検討し、経済性を加味した造成計画とする。  
 ・土地利用協議の有無については、関係機関と協議を進める。

雨水排水計画

・雨水の表面排水は造成面の緩やかな地形に沿い、指定地の南及び東側へ排水する。  
 ・造成層に適宜暗渠を設置。既存の農業用水路の活用。  
 ・表層工は透水性の高い材料を採用。  
 ・広場としての利用に配慮し、過湿状態にしない。

・既存の排水施設や農業用水路の活用について、関係機関との協議は必要か。またその許容水量は十分か。  
 ・開発行為としての土地利用協議は必要か。  
 ・暗渠やU字側溝を布設するための床掘りは、十分確保できるか。

・既存施設の有効活用については、関係機関との事前協議を進める。  
 ・土地利用協議の有無については、関係機関と事前協議を進める。  
 ・造成計画と連動して、遺構保護層を十分に確保しながら、暗渠や側溝の路線について検討する。

植栽・修景計画

・目的に沿った植栽の導入。←利活用計画との整合性  
 ・民家との遮蔽、緑陰の確保。  
 ・西辺部の植栽は低木を主体とする。←遮蔽の必要性なし  
 ・高木の配置は、10~15m間隔に1本程度。

・利活用計画との整合性。  
 ・樹種の選定と配置計画の検討。  
 ・整備後の維持管理に配慮し、落葉樹の選定や数量に注意する必要がある。  
 ・市の財政状況を勘案し、できるだけ安価な整備手法を検討する必要がある。

・現在及び将来の史跡活用の姿を踏まえて、樹種の選定と配置計画を検討していく。  
 ・樹種の選定にあたっては、経済性と整備後のメンテナンスを十分考慮するものとする。

管理・便益施設整備計画

・広場、園路、東屋、ベンチ、照明灯、水廻り施設を適宜設置。  
 ・ユニバーサルデザインに配慮した設計。  
 ○園路(管理道路)：エントランスゾーン南寄りから北に向かって、東に迂回するような形で史跡公園内の通路を整備する。  
 ○ガイダンス施設：国庁跡周辺の公的施設等において、国庁周辺の文化財や遺跡の紹介などをも含めた情報発信拠点の整備を目指す。  
 ○トイレ：農村公園のものを利用できないか、地元及び関係機関と検討する。  
 ○駐車場：史跡整備地を除く範囲において、駐車スペースの設置を検討する。

(東屋については前掲)  
 ・照明灯、水廻り施設の必要性の有無。  
 ・園路整備については、市の財政状況を勘案し、できるだけ安価な整備手法を検討する必要がある。  
 ・トイレと駐車場についての検討は進んでいるか。

・今回の整備対象地域内における管理、便益施設の整備については、経済性とその効果を十分に勘案し、必要最低限の施設整備とするよう検討を進める。  
 ・意匠や材質、色調の選定にあたっては、統一感を保つことのできるよう、包括的に検討を進める。  
 ・トイレと駐車場については、利活用計画における広域ネットワークの中での検討を進めるものとする。

解決方策(案)

課題・検討項目

H28.3 基本計画

区分

整備基本計画

史跡指定地

(第6章)

・平成 22～27 年度に公有化事業を実施。民家とその周辺畑地を除く水田 15 筆、計 25, 002 ㎡を購入。  
 ・平成 23 年 3 月、保存管理計画策定。  
 ・平成 28 年 3 月、保存整備活用基本計画策定。

現状維持範囲

・将来において整備を検討する長期的整備対象地とし、当面は現状保存を図る区域とする。

遺構表示ゾーン

・正殿、前殿、東西協殿、南門、掘立柱塼、区画溝など、国庁の中枢施設について、「国庁 2 期」を整備対象時期として遺構表示を行う。  
 ・発掘調査で検出された掘立柱建物、掘立柱塼などの遺構から復元できる柱を、半立体表示する。  
 ・建物の範囲や掘立柱塼の外側で検出された溝などについて、平面表示する。

エントランスゾーン

・史跡の玄関部として位置づけ、来訪者への総合的な情報提供を行う場とする。  
 ・総合解説板や史跡標識、ベンチ、東屋などを設置する。  
 ・東屋は、休憩施設とパネル展示を兼ねた建物とする。  
 柱配置については、「国庁 1 期」の掘立柱建物 (SB1020) を基本とし、外観上は律令期の建物を想起させるものとする。  
 ・緊急車両や管理車両が必要に応じて一時的に駐車できるような舗装整備とする。

歴史交流広場ゾーン

・歴史的な体験イベント等を実施したり、史跡見学等の団体客を受け入れたりするための広場として位置づけ、多目的な活用にも対応できる空間整備を行う。  
 ・地被植物などを植栽し、自由に出入りができるように整備する。  
 ・手洗い場、散水栓、トイレなど水廻りの施設を北帯りに設置する。

バッファゾーン

・『伊賀市景観計画』に則った、史跡と調和した景観誘導。  
 ・地域住民等の協力を得ながら周辺環境の保全に努める。  
 ※特に史跡敷地を構成する周辺の水田や背後の山林

・計画に従って、管理、運営ができてきているか。  
 ・3 棟の民家とその周辺の畑地が含まれる。  
 ・発掘調査が実施されていない。

・整備対象時期が「国庁 2 期」となった経緯について、基本計画において具体的に示されていない。  
 ・遺構から復元できる柱を半立体表示するために設置する円柱状の工作物の素材や色調の選定を行う必要がある。  
 ・遺構の平面表示に使用する素材の材質や色調の選定を行う必要がある。  
 ・市の財政状況を勘案し、できるだけ安価な整備手法を検討する必要がある。

・東屋の外観や意匠については、具体的に方針が定まっているが、「国庁 1 期」の掘立柱建物 (SB1020) が検出された位置と全く異なる場所での整備となるため、来訪者に誤解を与えないか。  
 ・その他、総合解説板や史跡標識、ベンチについては、意匠や材質、色調について具体的な選定を行う必要がある。  
 ・市の財政状況を勘案し、できるだけ安価な整備手法を検討する必要がある。

・これまで発掘調査が行われているものの、国庁城西方官衙ブロックとして、遺構群の価値付けが十分でない。  
 ・市の財政状況を勘案し、できるだけ安価な整備手法を検討する必要がある。

・PDCA サイクルを有効活用した経過観察が必要。

・将来的には、土地所有者や占有者の協力を得ながら、発掘調査等を実施する。  
 ・条件が整った段階で、整備の方向性について検討する。

・整備対象時期の設定における基本的考え方の整理を行う。  
 ・半立体表示の手法について、経済性も加味しながら、材質や色調など具体的に検討を行う。  
 ・平面表示の手法について、経済性も加味しながら、材質や色調など具体的に検討を行う。

・遺跡の性格や周辺の景観に配慮するとともに、経済性も加味して、東屋の外観や意匠に対する基本的な考え方の整理を行う。  
 ・文化財保護法第 115 条第 1 項の規定により設置すべき施設については「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」を踏まえて検討を進める。

・その他の管理、便益施設については、前項で設置すべき施設としたものとの統一感や調和を踏まえて、経済性も加味して、意匠や材質、色調を検討する。

・拙速に整備を行わず、公開性の高い発掘調査を実施しながら、さらに史跡の価値を高める取組みを行う。  
 ・今後の発掘調査等の取組みが可能な程度に、遺構保存を目的とした暫定的な整備の具体的手法について検討を行う。

・ゾーン内に分布する遺構群の価値付けが明らかになった時点で、整備の方向性について再検討を行う。